協定書

地内の開発行為(宅地分譲)について新設されるごみ集積所、道路照明施設、消防水利施設について協議した結果、下記のとおり定めたので本書2通を作成し各自1通を所持する。

年 月 日

○○○地区委員

住 所 山辺町 番地

氏 名 ⑩

(開発行為者)

住 所

氏 名 即

記

新設されるごみ集積所(山辺町大字 字 番)、消防水利施設(山辺町大字 字 番)、道路照明施設、については、当地区で維持・管理を行う。

※注(1 諸手続きは工事完了後速やかに行うこと。

協定書

地内の開発行為(宅地分譲)における下記施設ついて協議した結果、次のとおり定めたので本書2通を作成し各自1通を所持する。

平成 年 月 日

地区委員

住 所 山辺町 番地

氏 名

(EII)

(開発行為者)

住 所

氏 名

(EJ)

記

1 ごみ集積所について

2 道路照明施設について

新設される道路照明施設 基については、当地区で維持・管理を行う。

3 消防水利施設について

新設される消火栓 基、消防水利 ケ所(山辺町大字 字 番)については、当地区で維持・管理を行う。

以上

- ※ 注1) 増設、移設にあっては、土地所有者の承諾書を添付。
 - 注2) 諸手続きは工事完了後速やかに行うこと。

協定書

地内の開発行為(宅地分譲)における下記施設ついて協議した結果、次のとおり定めたので本書2通を作成し各自1通を所持する。

平成 年 月 日

地区委員

住 所 山辺町 番地

氏 名

(EII)

(開発行為者)

住 所

氏 名

(EJ)

記

1 ごみ集積所について

山辺町大字 字 番 に設置されているごみ集積所について、山辺町 大字 字 番 に移設し、増設すること。移設する箇所の土地所有者に ついては、当地区で承諾を受けること。

移設・増設されるごみ集積所については、当地区で維持・管理を行う。

2 道路照明施設について

新設される道路照明施設 基については、当地区で維持・管理を行う。

3 消防水利施設について

新設される消火栓 基、消防水利 ケ所(山辺町大字 字 番)については、当地区で維持・管理を行う。

以上

- ※ 注1) 増設、移設にあっては、土地所有者の承諾書を添付。
 - 注2) 諸手続きは工事完了後速やかに行うこと。

協 定 書

地内の開発行為(宅地分譲)における下記施設ついて協議した結果、次のとおり定めたので本書2通を作成し各自1通を所持する。

平成 年 月 日

地区委員

住 所 山辺町 番地

氏 名

(EJI)

(開発行為者)

住 所

氏 名

ED

記

1 ごみ集積所について

2 道路照明施設について

新設される道路照明施設 基については、当地区で維持・管理を行う。

3 消防水利施設について

新設される消火栓 基、消防水利 カ所(山辺町大字 字 番)については、当地区で維持・管理を行う。

以上

※注) 諸手続きは工事完了後速やかに行うこと。